

平成29年4月28日

九州貸切バス適正化センターの法人設立 ～貸切バス事業者に対する巡回指導等の実施に向けて～

平成29年4月28日、九州運輸局管内の各県バス協会等が設立者となり、貸切バス事業者に巡回指導等を行う「貸切バス適正化事業実施機関」となるため「一般社団法人九州貸切バス適正化センター」を設立しました。

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、昨年6月3日、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられました。

また、昨年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて、適正化事業実施機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

これらを受け、九州運輸局管内7県の各県バス協会及び福岡県貸切バス協会が設立者となり、適正化事業実施機関となるべく「一般社団法人九州貸切バス適正化センター」の設立準備を進めてきましたが、平成29年4月28日に設立しましたので、お知らせします。

【別添資料】

- ・適正化機関の概要
- ・一般社団法人九州貸切バス適正化センタープレスリリース資料

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部 旅客第一課

担当：中藺、坂本

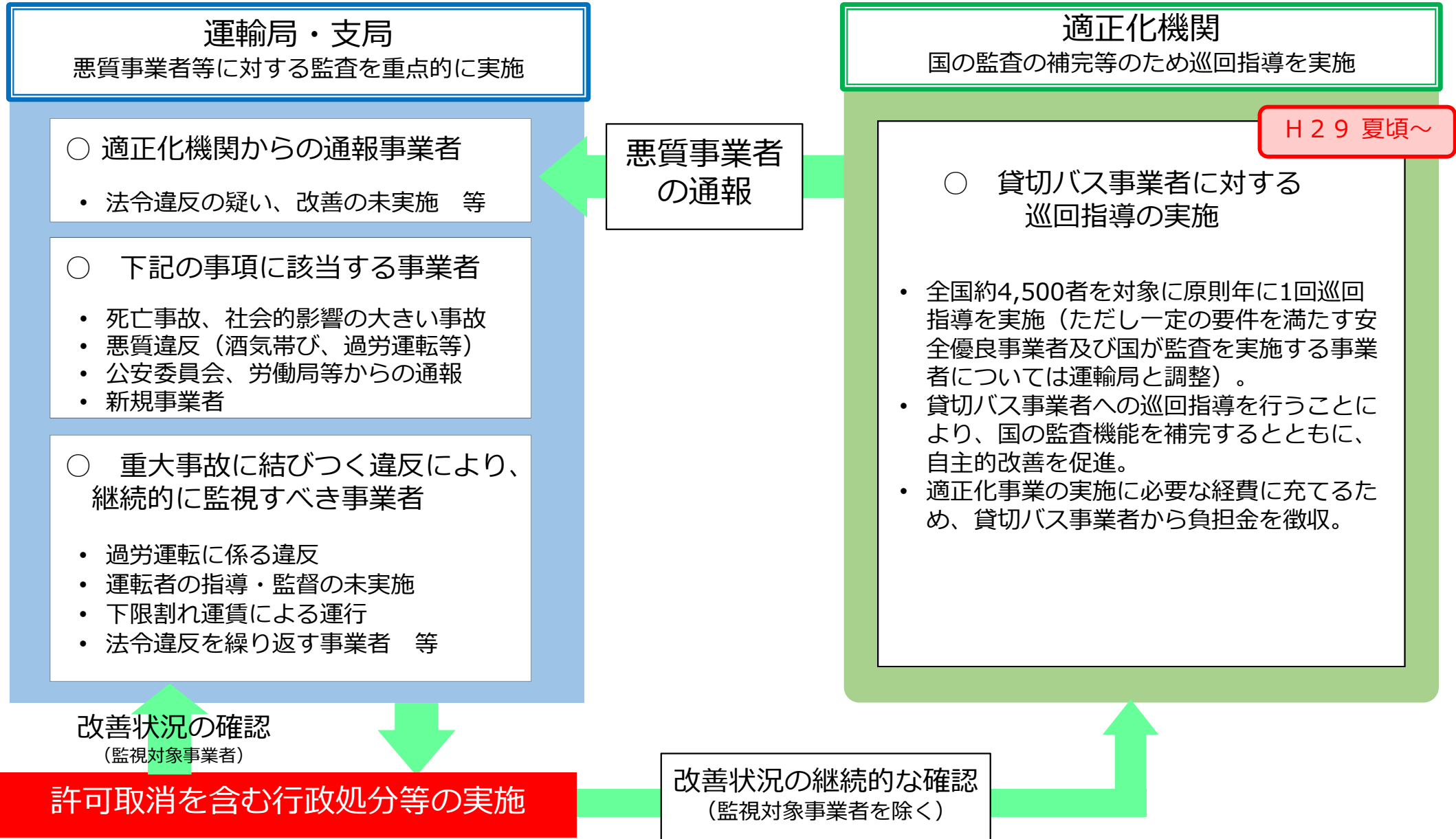
電話092-472-2521

FAX092-472-3616



九州運輸局

- 国は悪質事業者に対して重点的に監査を行うこととし、これを可能とするため、適正化機関を活用することにより、すべての貸切バス事業者をチェックして悪質事業者を洗い出す。



一般社団法人 福岡県バス協会 一般社団法人 福岡県貸切バス協会
 一般社団法人 佐賀県バス・タクシー協会 一般社団法人 長崎県バス協会
 一般社団法人 熊本県バス協会 一般社団法人 大分県バス協会
 一般社団法人 宮崎県バス協会 公益社団法人 鹿児島県バス協会
 一般社団法人 九州貸切バス適正化センター

「一般社団法人 九州貸切バス適正化センター」の設立について

平成 28 年 1 月 15 日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないとの強い決意のもと同年 6 月 3 日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

また、平成 28 年 12 月 2 日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて適正化事業実施機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等を措置するため、道路運送法が改正されたところです。

これらを受け、九州 7 県(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)の各県バス協会、ならびに一般社団法人福岡県貸切バス協会が設立者となり、適正化事業実施機関となるべく「一般社団法人九州貸切バス適正化センター」を下記のとおり設立しましたので、お知らせします。

記

1. 名 称 一般社団法人 九州貸切バス適正化センター
2. 主たる事務所 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 3-10-17 陸運会館 3 階
3. 代 表 者 代表理事(会長) 原 重則
4. 設 立 者 一般社団法人 福岡県バス協会 一般社団法人 福岡県貸切バス協会
 一般社団法人 佐賀県バス・タクシー協会 一般社団法人 長崎県バス協会
 一般社団法人 熊本県バス協会 一般社団法人 大分県バス協会
 一般社団法人 宮崎県バス協会 公益社団法人 鹿児島県バス協会
5. 設 立 日 平成 29 年 4 月 28 日設立・登記申請
6. そ の 他 今後は、道路運送法に基づく適正化事業実施機関としての指定を受けるため、準備が整い次第、国に対し申請を行い、平成 29 年 8 月以降に巡回指導業務の開始を予定しています。

【問い合わせ先】

一般社団法人 九州貸切バス適正化センター
 担当 阿部・酒井
 TEL 092-260-1760